

(参考) 繁殖農場・一貫農場用
 提出の必要はありません。
 免除頭数の計算に活用してください。

接種開始日（令和5年 月 日）時点の頭数
 ※免除申請書は、上記接種開始日で提出してください。

	①30日齢 未満	②と畜前 20日以内	①及び②以外の豚 (30日齢～と畜前21日)	計
繁殖豚 (候補豚含む)				
種雄豚 (候補豚含む)				
子豚・肥育豚				
その他 ()				
計				

接種開始日（農場で最初に豚熱ワクチンを接種した日）時点の繁殖豚，種雄豚，肥育豚，その他の豚について，①30日齢未満，②と畜前20日以内，③それ以外について，それぞれ頭数を記入してください。太枠内（③の合計）の頭数が免除の対象となります。